



オール電化や太陽光発電、リフォームを中心に販売と施工を手掛ける、社員数11人の(株)高宮電気(松江市東津田町・高宮智仁代表取締役社長)。今回の時間単位の年次有給休暇・始業終業時間の繰上げ繰下げの両制度導入による奨励金申請は、専務の高宮和美さんが担当した。遠



蓄電池設置工作業中の坂本さん。有給も時間単位で取得でき活用しやすい

の長女、妻の両親の6人家族。「米子市内の自宅から通勤時間は最短で40分。保育所の開所は7時半からで、始業の8時には間に合わず、始業時間を繰下げ、時差出勤できて助かっている。子どもの送迎時には、友達と仲良く遊ぶ様子も見られ、安心できる」

方から通う社員に第二子が生まれる報告を受け、勤務体制を検討していたタイミングで、商工会議所の会報誌に奨励金の案内が入ったという。「自身に看護師経験もあり、社員の健康管理や福利厚生には人一倍の思いがある。新生児を迎える社員を何とかサポートしたかったが、行政からこうした「提案」があったことで、子育て支援のため就業規則を変えて対応する発想ができた」



坂本さんの家事参加を見ているからか、6歳の兄が妹の世話に活躍してくれる

妻の出産時には会社から勧められ5日間の育児休業も取得。「この業界で取らせてもらえると、思っていたなかった」と振り返り、家庭に与えた影響は大きいと話す。「積極的に子どもの世話や料理をしていると、上の子も真似てくれるように。妻はもちろん妻の両親も嬉しそうで、家族の会話が楽しい」。この春には三人目も誕生予定でますます賑やかになりそうだが、会社側のフォロー体制を信頼している。

奨励金の手続きは、多くの助成金申請に比べ分かりやすかったという高宮さん。「フレックステクス勤務などが難しい現場作業中心の業界。子育て世帯への支援への理解もこれからだと感じるが、1社ずつでもリードを取り、全体の意識を変えていけたら」と話した。

就業時間帯の配慮で家事参加を後押し 業界の育児サポート先駆者をめざす

島根県では、子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」(3歳以上・代替制度あり)を導入した事業所に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています(詳細は下欄参照)。

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

令和3年3月31日までに制度を導入、
令和4年3月31日までの申請について
奨励金 **20万円** | 上限額 **40万円**
[1制度導入]

※令和3年4月1日以降に制度を導入した場合は、10万円/1制度(上限20万円)となります。

令和3年3月31日までに制度を導入し、
令和4年3月31日までに申請を考慮される事業者の皆様へ
事前に申請書類の確認を行い、申請をサポートしますので、
最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください。

支給要件 常勤労働者数50人未満の
島根県内の事業所(本支店、営業所等)

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、
一定の利用実績があること

ア 時間単位の年次有給休暇制度
(対象)18歳までの子どもがいる労働者
(性別は問いません)

イ 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)

代替制度:フレックスタイム制度、
始業終業時刻の繰上げ繰下げ

(対象)小学6年生以下の子どものいる労働者
(性別は問いません)

出産後職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合、新制度が適用されます
労働者数等に応じて

奨励金 **10万円・20万円**

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合、旧制度が適用されます

休業期間に応じて

奨励金 **10万円・20万円・40万円**

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

両奨励金のお問い合わせ

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590

詳細は島根県
女性活躍推進課の
ホームページを
ご覧ください。

